

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

男女共同参画社会の形成に関する施策は、市政全般にわたるもので、本プランの効果的な推進を図るため、男女共同参画担当課（地域協働課）を中心に、関係課との連携を図りながら各種事業を実施します。

また、男女共同参画の推進に向けては、市民をはじめ、関係機関、市民活動団体や事業者等と協働して取組を進めることが重要です。適切な情報の収集を行い、市民のニーズ把握に努めます。

2 計画の進捗管理

本プランの着実な推進を確保するため、P D C A サイクルに基づき、数値目標の達成状況や各施策の進捗状況の把握・点検を行います。また、必要に応じて本プランの変更や事業の見直しを行います。